特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

」							
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	自立支援給付又は地域生活支援事業事務						
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 ・申請受付・登録 ・所得判定 ・支給決定 ・受給者情報の管理 ・請求への支払						
③システムの名称	福祉総合システム(障害者福祉サブシステム)、表計算ソフトウェア、団体内統合宛名システム、中間サーバー、TASKクラウド						
2. 特定個人情報ファイル名	名 A						
障害福祉サービス受給者情報	ファイル、日常生活用具受給者情報ファイル、補装具受給者情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の117の項						
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 8,11,16,20,26,53,56の2、57,87,108,116の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,59の2の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 108,109,110の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 55,55の2、55の3の各条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康福祉部障がい者福祉課						
②所属長の役職名	障がい者福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111						

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	①健康福祉部 障がい者福祉課 サービス給付係 ②こども家庭部 こども育成課 手当・医療係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111					
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した			
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和6年11月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] ては、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 又は全項目評価書において	書及び 書及び	全項目評価書
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた入	・手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	最提供ネットワー	-クシステムを通	じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	I]接続しない(入手)	τ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ [・] 2)十分である 3)課題が残され・		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 理題が健される		

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている						
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>						
判断の根拠	また、当該事務を取り扱う職員も限定的であり原則担当者のみが取り扱っている為、人為的ミスを事前に抑制出来ているものと考えられる。						
9. 監査							
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>						
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	青梅市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	8 連絡先①の係名	認定サービス係	サービス給付係	事後	組織改正による変更
令和6年5月27日	3 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84項	番号法第9条第1項 別表の117の項	事後	
令和7年3月28日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	令和6年11月1日	事後	